

## 第5回熱海市伊豆山復興計画検討委員会

## 意見内容と対応方針案

日時：令和4年6月29日(水) 15:00~16:45

場所：熱海市役所4階 第1・2会議室

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
<b>報告事項2 復興基本計画について</b>				
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(資料3)37ページの速やかな生活再建の主要な施策1、応急仮設住宅等の弾力的な運用について、最後の一文「その支援の内容について検討し、明らかにしていく」の意味は、「警戒区域が解除され、復旧され伊豆山に戻れる日まで市が責任をもって仮設住宅の全額保証していく」という理解でよろしいか。</li> </ul> <p>【議事録P7】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施策(応急仮設住宅等の弾力的な運用)の解釈について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額保証となるかどうかは具体的な施策になるので、予算や期間についてもこれからの検討となるが、皆様がお困りにならないように、仮設住宅のみなし活用期間が終わる2年目以降も被災者の皆様の生活を市としてしっかり支援していきたいと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の具体化は今後も関係機関と継続的に検討し、内容が固まり次第、改めて周知・報告する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の自力再建に対する支援では、「自力再建希望者が自己の住宅を再建する際に必要な技術的支援や公的な資金援助などの仕組みについて検討し、明らかにしていく」という文章を入れていただいた。この内容は、全壊だけでなく一部損壊まで、伊豆山に戻って住みたいという人たちの現実に即した(実際にかかった費用に即した)、公的な資金援助をするという理解でよろしいか。</li> </ul> <p>【議事録P7】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施策(住宅の自力再建に対する支援)の解釈について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな方向性を、現時点で詰めている。具体的な資金援助についてはどのような枠組みで、どれくらいのことができるのか、検討をしているところで、それが一部損壊になるのかこの時点では明言はできないが、国や県の関係機関とも相談しながらできる限り皆さんの自力再建の援助をして参りたいと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の具体化は今後も関係機関と継続的に検討し、内容が固まり次第、改めて周知・報告する。</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
3	<p>・住宅の自力再建に対しては、小規模住宅地区改良事業だと思いが、一度全部壊して建て直す人の制度であって、損壊した母屋には何の補助もないと理解している。実際に被災している方の約半数が損壊となることから、半数の方が網から外れてしまうという危険性がある。東日本大震災で被害を受けた岩手県大船渡市が同じく小規模住宅地区改良事業を進めたがうまくいかなかったことから、個々の制度を組み合わせて細かい補助金メニューみたいなものを作っている。熱海市も独自に実状に即したメニューを考えていくようお願いしたい。</p> <p>【議事録P8】</p>	<p>・主要な施策（住宅の自力再建に対する支援）に関する補助等について</p>	—	<p>・施策の具体化は今後も関係機関と継続的に検討し、内容が固まり次第、改めて周知・報告する。</p>
4	<p>・（資料3）44 ページの実実施スケジュールで、被災者向け住宅整備（警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備）が半年～1年延びているが、理由を具体的に教えてほしい。</p> <p>【議事録P8】</p>	<p>・実施スケジュールの期間について</p>	<p>・延びたということではなく、5月の説明会では、自力再建・被災者向け住宅を建てるための造成が完了し、この時期から自己再建される方の建物の建築が始められる時期と説明した。基本計画では、最終版として、宅地の整備がされた上に建築をする期間を加えて令和7年度の終わりまでのスケジュールとさせていただいている。</p>	<p>・宅地・住宅の整備については、実施スケジュールに関わらず、時期を早めていけるものは、前倒しで対応していく。</p>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(資料3) 27 ページ、基本理念の文言で「安心・安全」の順番が違っている。「安全・安心」で統一しているので、直した方がいい。計画なので文言の間違いがあってはいけないので再度確認いただいた方がいいと思う。</li> </ul> <p>【議事録P9】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念の文言修正について</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終版にて修正する。</li> </ul>
<b>議題1 復興まちづくり計画(案)について</b>				
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画の対象区域は、災害対策基本法63条で設定されている警戒区域の周辺を取り込んだということだが、上流の方で警戒区域よりも狭くなっている。計画区域は少なくとも警戒区域を含めた区域に設定すべきではないか。</li> <li>・災害対策基本法に基づく警戒区域の危険性を取り除くのはわかるが、復興まちづくり計画がもう少し長期をにらんでまちづくりを進める計画なので、計画対象区域の見直しが必要と思う。</li> </ul> <p>【議事録P13】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画の検討範囲について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象区域の考え方について、(資料4) 2ページの図面、警戒区域の黒枠の線は上流が閉じた状態になっているが、実はさらに上流の方まで続いており、今回水色の区域を設定した上限部分については、住宅がある道路ということで描かせていただいている。左右の幅に関しては当初事務局側でも基本は被害を受けたエリア内の幅ということで変更したが、今後計画を進めていくにあたり、避難経路の検討、狭い道路も計画に盛り込むべきという考えが出てくるということで、計画書(資料4)の12ページ右上の幅の部分に関しては今後検討しなければなら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象区域については、再検討し、範囲を決定する。</li> <li>・流域計画は当初、復興まちづくり計画と別立てで検討を進めることとしていたが、「流域」と「計画対象範囲」で検討を進めることとする。</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
			<p>ない避難経路等の接続先として伊豆山神社の参道線もエリアに入れ、その他、自動車の通れる道路の接続先として伊豆山神社線や上流部分についても赤線の市道がある箇所が範囲の一つとして考えている。</p>	
7	<p>・ 具体的な河川整備や周辺の道路整備を行うような計画を想定した計画区域だと思うが、復興まちづくりの基本は流域の安全管理だと思う。このレベルの計画区域のもう一つ広い範囲で逢初川流域をこのまちづくり計画のもう一つの区域とすべきと思う。流域の土地利用や環境を管理していくことが伊豆山地区の復興まちづくり計画のもう一つの重要な役割と思っている。復興基本計画の中でもそういう意味では流域の管理も入っている。それを具体的に復興まちづくり計画の中で示すべきだと思う。関連する法律に基づく適用区域を逢初川流域の中でどう対処していくかということが復興まちづくり計画の基本であり、それがないと下流で河川整備や周辺まちづくりをやってもまた同じような災害が起こってしまったら意味がないので、一つの流域を計画対象区域に</p>	<p>・ 復興まちづくり計画の検討範囲と流域管理の範囲の関係性について</p>	<p>・ 流域の管理について、まちづくりの計画を立てていく前段として現地のエリアの安全確保が大事だと考えている。第2章にある現状のデータの部分など資料の作成を進めているが、広域的な流域の範囲と、狭い範囲のまちづくりのハード的なエリアを同時に考えると、どうしても計画書のまとまりが悪い。二段構えの表現方法になってしまっていてそれをどうしようかと考えている。流域の管理については非常に重要な内容であるため、このまちづくり計画に盛り込むのではなく、別で検討した方が良いのではないかと考えている。</p>	<p>・ 流域計画は当初、復興まちづくり計画と別立てで検討を進めることとしていたが、「流域」と「計画対象範囲」で検討を進めることとする。</p>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>することについても配慮いただければと思う。この計画区域は単に道路やまちづくりを行う範囲だけでなく、この区域でも必要な土地利用対策をして安全を確保する。つまり急斜面だったらそれなりの対策も必要となる。このようなことも含めて検討すべきところなので、計画対象区域から除くということであればそれなりの理由を明記してほしい。</p> <p>【議事録P13】</p>			
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域計画についてはまちづくり計画の中に盛り込んで一体となって、原点であるからそれを踏まえてのまちづくりとするべき。</li> <li>・計画対象区域について、この地図ではどの方が対象になるのか全く分からない。一方的に計画対象区域に指定された場合、その区域内の方の協力を得なくて果たして計画が進められるのかと思う。そういう点で、この計画区域を設定した説明を十分にされるべきだと思う。</li> </ul> <p>【議事録P15】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象区域について</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象区域については、再検討し、範囲を決定する。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画に書いてあることは全部まちづくり計画で受けるものと思っている。そうしないと基本計画がきちんとしたもののできたのがまたまちづくり計画でぐらつくのではないかと思う。</li> <li>・区域に関してはなぜ別立て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画と流域管理計画の関係について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再度検討協議し直したいと思う。事業計画的なリンクされたものということ、それと基盤整備を行おうとしている事業計画といったエリア取り、もう一度基本計画を含</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逢初川流域の管理計画は復興まちづくり計画の中で、規制・制度・全般について取りまとめ、検討に応じてまちづ</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>にしないといけないかという理由を聞かせていただかない限りまだ納得できないというのと、基本計画の創造的復興の中で安全・安心を確保した上で環境を活かしてよりよい街にしていくということが書かれていて景観のことも書かれている。もしまちづくり計画が住宅を失われた方たちの基盤整備事業の区域をどう作るかというものなら、まさにもっとスピード感をもって立てればいいと思うが、今回はそうではなく、それもやるけど伊豆山地区の将来を、これを機会により良い街にしていきましようということも含めての計画と表現されている。とすれば、今日示されている青い線（計画対象区域）が非常に細い線で描かれていることに違和感を覚えている。この辺のまちづくりという柔らかい線で囲っていきなり、青い区域（計画対象区域）は基本計画でうたっていることの全て包含する非常に広い範囲を取ればいいと思うし、事業計画は黒い区域（警戒区域）を対象とすればよく、非常に中途半端だなという印象がある。</p> <p>【議事録P15～16】</p>		<p>めて見直し検討したいと思う。1点目の流域計画ですが、確かに最初は別立てでと考えていたが、規制・制度・全般についてまとめてページとして付け加えるように検討を進めてまいりたいと考えている。</p>	<p>くり条例や関連計画との連携を行うこととする。</p> <p>・流域計画は当初、復興まちづくり計画と別立てで検討を進めることとしていたが、「流域」と「計画対象範囲」で検討を進めることとする。</p>
10	<p>・（資料4）2ページのバナーチャートについて、被災地区の復興に向けた安全対策、令和</p>	<p>・被災地区の復興に向けた安</p>	<p>・「被災地区の復興に向けた安全対策」の矢印については、上流の</p>	<p>・安全対策に関する具体的な内容は、関係機</p>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>4年から令和6年までで具体的な内容はまだここでは出ないと思うが、決まっているものがあるとするならば教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設堰堤の完成と河川整備ができた期間が令和6年度という解釈でよいか。</li> <li>・ (資料3)基本計画43ページ(地域防災機能の充実)には、令和4年から令和6年の間に消防施設・設備の機能回復という項目があるが、消防施設、例えば詰め所・消火栓、そういうものを含めて計画していくという解釈でよいか。</li> </ul> <p>【議事録P16～17】</p>	<p>全対策について</p>	<p>安全対策等を行って住宅の修繕、戻れる方を短期で早めに帰れるようにやっていきたいと考えている。具体的には国施工の新規の砂防堰堤の工事、今年度中に完了予定で工事を進めている。県施工の河川改良工事は今年度から着手し、令和6年度の完成を目指していると考えている。安全を確保するために盛土についても対策が必要と思っている。これらの一連の対策を具体的に考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度までに、新設堰堤と河川整備が終わる見込みでかつ、その他の安全対策についても関係機関協議を進めており、令和6年までに完了するものが出てくる可能性がある。</li> <li>・ 第四分団詰所については、どこに建て替えるか決まっていないため何とも言えないが、地区の皆さんの安全安心についての核となる施設なので、市としては出来るだけ早く再建したいと考えている。時期につい</li> </ul>	<p>関協議が整い次第、周知を図る。</p>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
			<p>てはまたはっきりしたことは申し上げられない。その点も含め、様々な角度から検討に入っていますので、先が見えた所で速やかに皆さんにご報告する。</p>	
11	<p>・ 災害対策基本法 63 条に基づく警戒区域の解除について、8 月上旬にスケジュールが発表されるということだが、河川工事は上流から進められてくると受け取っているが、上流から順次下流に向かって工事が進められる方法だけなのか。伊豆山浜地区は、JR の線路から国道 135 号の間の狭い地区ではあるが、被災住宅、犠牲者もおられる。今のところブロックで通れなくなっているが、上流から順次施工で考えると一番最後の流れになる。技術的な問題もあろうかと思うが、国道 135 号側（下流）からも合わせて工事を進めることはできないのか。地域住民にとっては非常に関心の大きな工事期間なのでその点可能であれば上から下からやってもらえればいいのかと私は思う。</p> <p>【議事録 P17】</p>	<p>・ 河川工事の工事区域とスケジュールの関係について</p>	<p>・ 県の河川工事担当部署からの情報によると、まず逢初川の河川改良に関しては、取りかかれるところから急いで順次工事に入っていると聞いている。伊豆山地区下流のエリアについては区間内に新幹線や東海道本線が通っており調整に時間がかかっていると聞いている。下流域についても設計の検討を進めているようなので、詳細に関し確認ができれば情報をお示しできる様考えている。</p> <p>・ 熱海土木事務所長との話では、JR との協議等で設計に手間取っているということ。そこが出来ないと市道も絵を出せないとこともあり、8 月の説明会に向けてどの程度のイメージ図が出せるのか協議をしている。JR との協議も</p>	<p>・ 県と河川工事の調整が取れ次第で、早急に地元住民のみなさまにお知らせするようにする。</p>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
			進まない中で、詳細なところも詰めて出せるかどうかわからないが、イメージできるものを出せればと協議をしている。	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象区域を決めたらそれに基づくベースマップの上に色んな情報を表現していくのが基本だと思う。計画区域をベースとした情報が一目で見られるような、計画を立てていく。そういう意味では（資料4）4ページ以降のいろんな情報がいろんな区域で示されていてわかりにくい一つの要因となっている。それから（資料4）6ページからの人口や世帯数というのは基本的な情報だと思う。市全体の大雑把な状況が示されているが、計画区域の中あるいは被災地の中で従前の人口世帯数はどうなっているのか、今後まちづくり計画の中にその他の項目に関しても足りない情報があったりするので、改めて調べたりし、事実に基づいたデータをお願いしたい。ものによってはここに載っていますが、大きな図面を持ってきて説明いただかないと。それによって分かりやすく中身を理解できる状態にしていだければと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくり計画に掲載する図面について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図面の図郭は統一を図り、特に復興まちづくりの検討を行っていく部分については、A3で作成する。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ計画対象区域を設定するのか、その説明が全然な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアの設定のうち、今後工事を進めてい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象範囲については、災</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>い。どういう目的でどういう法律でそれができることによりどうなるのか。計画対象区域を設定するのはなぜなのか。そこがきちんと説明されていないからいろいろ項目は出されているが結局わからないということになる。計画対象区域を設定するのは復旧・復興と安全安心のまちづくり。その為には警戒区域よりさらに幅を広げてこれだけのスペースを確保しないと達成できない。幅を広げると同時に伊豆山にとってのまちづくりとして役立ってくる、多分そういうことだと思うが、大前提の目的をきちんと説明してほしい。地図に示されるとみなさん自分の家がどうなるか心配することになると思うので、丁寧な説明が必要だと思う。</p> <p>【議事録P19】</p>	<p>計画範囲の設定根拠と目的について</p>	<p>く事業計画はエリア内に含まれた土地に関して、どのような改変がされるのか説明が必要だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり計画対象区域は、ご意見を聞いて改善していきたいと思って諮らせていただいている。計画区域をきっちりラインで描いているが、63条区域を含めてその周りにある程度厚みを持った線で囲むべき区域なのかと、今日お話を聞いて考えていたところ。もちろんエリアを決めるのも、次回の委員会までに示して計画書に説明文を乗せられるように考えていく。</li> </ul>	<p>害対策基本法第63条に規定される警戒区域を基本として伊豆山のまちづくりにつながる範囲を設定する。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（資料4）12 ページについて、一番小さい区域で再建と考えた時には現状の道路がどうなっているかもっと緻密に知りたい。国道と市道しか示されていないが、それ以外の道はないか。市道認定されていない通路も含めて、通常はそういうものがあってそこに確認申請をとれない土地が存在している。それが今回基盤整備を行うにあたって細かいところを押さえておかないと区域が取れな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内の既存道路の状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・－</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の現況整理において、国道・市道以外の建築物に関する既存不適格となる道路の選別を追記する。</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>い。そういう次にやることを考えるために必要な情報が目的なしに羅列されていて、情報が散らかっている。</p> <p>【議事録P20】</p>			
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（資料4）12ページの道路については、伊豆山地区の道路は道路ではない。赤く示したところは、要するに（狭く、車が入れないような）バイクしか入れない道となっている。極端な話でいったら道路ではない。</li> <li>・道路をどういう風に作るのか、早く示してもらえると皆さんの復興、勢いが違ってくると思う。道路をこのように作るとか川が決まっています。脇に道路を2つ作るのであればその道路を皆さんの生活に、車で通れるような道路をつくってもらいたい。それを早く回答してもらいたい。いつまでたっても先に進めないと思う。</li> </ul> <p>【議事録P20】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内の道路計画の有無について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の工事計画が確定しないと区域内道路の将来像を示すことはできないが、情報提供ができる段階になり次第で早急に地元のみなさまにご報告する。</li> </ul>
<b>3 その他</b>				
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップで出された意見は、とても必要だと思うが、復興まちづくり計画にちゃんと反映されるかどうかというところが重要。その点についてはどうお考えか。</li> <li>・ ワークショップの中ではいろんな意見が出る。その中で土地利用、住宅に関連すること、あるいはまちづくりに関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップから抽出された意見の復興まちづくり計画への反映について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップは5月から始まり全5回で計画をしている。それと同時進行でまちづくり計画の策定も進めており、8月中の計画策定を目指しているので、次回第3回までの意見を取りまとめ、計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップでは、第3回までに頂いた貴重なご意見を整理し、復興まちづくり計画に反映していく予定となっている。</li> </ul>

NO	意見内容	分野	事務局回答	事務局対応
	<p>連すること。ハードなまちづくりに関連することはちゃんと抽出してそれを復興まちづくり計画の情報として集約していく、活かしていくというプロセスを不可欠だと思うので、是非考えていただきたいと思う。</p> <p>・もう1点、直接は関係しないが、安全管理をしていくためには地域の方々がかちゃんと関わって気づいたことを地域の安全管理に反映していくことが必要だというご指摘だったと思う。熱海市にはまちづくり条例というルールがあり、その地区の土地利用に関わるあるいは土地利用計画そのものを地域の方々で作るという仕組みとなっている。伊豆山地域に関しては流域の土地利用や市街地整備について、地域の方々がかまちづくりをコントロールして管理していくための計画としてうまく使われるといいと思う。なかなか復旧に関することと併せてやるのは難しいと思うが、将来的な安全確保・安全管理について熱海市のまちづくり条例をうまく利用されることが県・市、あるいは地元の方々がか連携して地域の安全を作っていくために大切な考え方と思った。</p> <p>【議事録P23】</p>		<p>に反映。第4回ワークショップの内容とまちづくり計画書が整合をとれているか確認をし、最後5回目9月開催に関しましては策定された計画書を基に行政や地元がどのような行動ができるかというテーマで意見交換を考えている。7月に行う3回目までのワークショップの内容を計画に盛り込ませていただきたいと考えている。</p>	

以上